

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本国際交流センター(以下「当センター」という。)定款第19条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第15条に基づき置かれるものをいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 当センターは、常勤役員及び監事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員には、「別表 1(1)」に基づき定例役員報酬を支給する。
- 3 監事には、「別表 1(3)」に基づき役員報酬を支給する。
- 4 役員等には、役員賞与を支給しない。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- 6 非常勤の役員には、「別表 1(2)」に基づき報酬等を支給することができる。
- 7 評議員には、定款第19条に定める範囲内で、「別表 3」に基づき報酬等を支給することができる。

(定例報酬の額の決定)

第 4 条 常勤役員の報酬額は、財務、経理の状況その他の事情を考慮しながら、「別表 1(1)」に定める年俸額を上限として理事会が決定する。

(定例報酬の支給)

第 5 条 定例報酬は、毎月25日(休日に当たる場合は、その前日)に銀行口座振込みか現金のいずれかにより支給する。

(退職慰労金)

第 6 条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、常勤役員退職慰労金計算式「別表 2」に基づき、定例報酬月額に在職年数ごとの定例報酬月額に対する支給基準を乗じた額とする。

3 退職慰労金を財政状況その他の特別な事情により不支給または減額すべきときは、評議員会において支給の可否及びその金額を決定する。

(費用)

第 7 条 当センターは、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員の給与規程に準ずる。

(公表)

第 8 条 当センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20 条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 9 条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。(平成22年10月27日理事会議決)

「別表 1」役員報酬基準

(1) 年俸額表

区分	年俸額
(イ)	14,400,000 円
(ロ)	13,200,000 円
(ハ)	12,000,000 円
(ニ)	10,800,000 円
(ホ)	9,600,000 円
(ヘ)	9,000,000 円
(ト)	8,400,000 円
(チ)	7,800,000 円
(リ)	7,200,000 円

上記報酬は、週日5日間勤務の際の報酬とし、定例出勤が4日以下の場合、その比率に応じて月額を減じるものとする。

事務職員を兼ねる業務執行理事の場合、職員としての給与は支払わず、役員報酬のみとする。

(2) 非常勤理事の報酬

理事会出席の都度 一人一律 10,000円(税ぬき)

- (3) 監事 評議員会、理事会出席の都度 一人一律 10,000円(税ぬき)
監査業務に従事したときは年間報酬額 一人 100,000円(税ぬき)

「別表 2」退職慰労金の計算式

(イ) 計算式(1000円未満は切り捨て)

報酬月額 x 在職年数 x 係数

(ロ) 係数

在職年数	定例報酬月額に 対する基準
1年	0.6
2年	0.8
3年	1.0
4年以上	1.5

(ハ) 備考

計算式に使用する「報酬月額」及び「係数」は、在任期間の加重平均値を使用する年数が1年に満たない部分は、在任月数÷12として計算し、小数点第二位を切り上げる。

「別表 3」 評議員の報酬

(1) 評議員会出席の都度

一人一律10,000円(税ぬき)

(改定:平成25年6月24日評議員会議決)